

平成27年度予算要求基準

平成27年度の予算要求基準は下記のとおりとします。但し、これにかかわらず、部局ごとに、普通建設事業費を除いた事業費の一般財源ベースで、対前年比△10%の予算要求枠を設定し、その枠内での要求とします。

但し、サンシャインネット推進計画における新規・拡充事業及び地域経済の再生・活性化事業については別枠とするとともに、義務的経費（人件費・扶助費・繰出金等）は対象外とします。

また、普通建設事業費については、補助事業が一般財源ベースで前年度据え置き、単独事業が一般財源ベースで対前年比△10%を上限額とします。

但し、エコクリーンプラザみやぎき周辺環境整備等事業及び地域経済の再生・活性化事業については別枠とします。

なお、平成26年6月11日付宮財第49号「事業評価制度を活用した新年度予算編成について（通知）」により見直しを行った事業については、平成27年度事業費（一般財源ベース）を上限とします。

I 事業別要求基準

(A) 重点化事業

1 予算要求基準

主に、第四次総合計画後期基本計画において、重点的に取り組むべき施策として位置付けられた事業のための経費です。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とします。

なお、予算要求については、新規及び継続事業の各事業単位で行うものとし、継続事業については、事業評価結果を反映した要求限度額を事業ごとに設定します。

2 予算要求の対象となる事業

(1) 「将来を担う“ひと”づくり」戦略プロジェクト事業

① 健やかな心身づくりで『健康力』の向上

- ・ 市民一人一人が、住み慣れた地域で、心身ともに健康で充実した暮らしを送ることができる、健康づくりや生きがい支援、介護予防に取り組む事業に対応します。
- ・ 市民の健康寿命（健康で支障なく日常の生活を送れる期間）の延伸を図ることができる、生活習慣病予防や感染症予防に取り組む事業に対応します。
- ・ 市民が安心して医療を受けることができる、医療提供体制の確保、地域医療

機関との連携強化及び救急医療の充実に取り組む事業に対応します。

- ・ 市民が、気軽にスポーツを楽しみ、健康の保持・増進ができる環境の整備に取り組む事業に対応します。

② みやざきっ子の育成で『人財力』の向上

- ・ 子どもは、地域の「宝（財産）」という考えのもと、子育て家庭を地域や行政などが一体となって支援するための社会環境づくりに取り組む事業に対応します。
- ・ 就労形態の多様化による保育需要に柔軟に対応するため、多様な保育の実施や施設整備などによる子育てと仕事の両立ができる環境づくりに取り組む事業に対応します。
- ・ 児童生徒が確かな学力を身に付け、授業がわかる楽しさや達成できる喜びを味わえるよう支援する事業に対応します。
- ・ 充実した学校生活を送ることができる、学校と関係機関が連携した児童・生徒の相談体制の強化を図る事業に対応します。
- ・ 子どもが、豊かな感性を育み、将来に夢や希望を持つとともに、地域に愛着と誇りを持つことができる、地域と学校との連携に取り組む事業に対応します。

(2) 「地域の“きずな”づくり」戦略プロジェクト事業

① 市民の力で『地域力』の向上

- ・ 市民の主体的なまちづくりへの参加を推進していくため、地域協議会を中心とした住民自治の体制の充実を図る事業や、まちづくりの担い手となる人材育成に取り組む事業に対応します。
- ・ 地域住民が参加する地域まちづくり推進委員会が、地域の特色を生かしたまちづくりに効果的、効率的に取り組むことができるよう、既存の地域活動団体との連携や、制度の充実を図る事業に対応します。
- ・ 地域福祉の充実や、地域の課題の解決を図るため、住民自らが考え、話し合い、支え合うまちづくりを推進する事業や、NPO法人、ボランティア団体、地域活動団体などの活動を支援する事業に対応します。

② 日ごろの備えで『防災力』の向上

- ・ 災害発生時に、真っ先に力を発揮するのは、被災現場にいる地域の人であることから、各地域において、災害に対する自助・共助の体制を強化する事業や、災害時要援護者の避難支援体制の充実を図る事業に対応します。
- ・ 日頃から緊急時に備え、市民一人一人の防災意識を向上させるため、出前講座や防災訓練、防災教育を強化する事業や、地域で防災活動に取り組むことができる、自主防災組織の結成や災害時のリーダーの育成、消防団組織の強化に取り組む事業に対応します。
- ・ 災害時の被害を最小限にするため、災害予防体制、災害応急対策の充実を図る事業や、被害を最小限に抑えられる都市環境の整備に取り組む事業に対応します。

③ 循環型の地域づくりで『環境力』の向上

- ・ 限りある資源やエネルギーを大切にし、効率よく使うため、ごみの減量化や資源化などに取り組む事業、循環型のまちづくりを進める事業に対応します。
- ・ 本市の特性である「水と太陽と緑」を生かした環境への取り組みを中心に、エネルギーの省力化・効率化に取り組み、クリーンエネルギーの活用を図る事業に対応します。
- ・ 水質が良好に保たれ、良質な水を利用することができるまちづくりを進める事業に対応します。
- ・ 子どもから大人まで幅広い世代が環境に対する意識を高め、潤いと安らぎを感じながら快適に暮らすことができる、人と自然が共生するまちづくりを進める事業に対応します。

(3) 「げんき」なまちづくり」戦略プロジェクト事業

① みやざき産の魅力で『ブランド力』の向上

- ・ 安全・安心で高品質な農林水産物の安定生産に取り組む事業や、関係機関と連携して多様化するニーズに応じたブランド戦略、PR活動を展開する事業に対応します。
- ・ 魅力ある多くの「みやざき産」の農林水産物を利用し、農林漁業者や商工業者等が、6次産業化や農商工連携へ取り組むことを推進する事業に対応します。
- ・ 宮崎の農林水産物をはじめ豊かな地域資源を有効に活用し、新商品の開発に取り組む事業や、官民一体となった宮崎産品の効果的な情報発信に取り組む事業に対応します。

② 特色ある観光づくりで『滞在力』の向上

- ・ 観光客に自然豊かで宮崎らしい魅力を満喫してもらえるよう、花と緑あふれるまちづくりや魅力ある景観づくりを市民・事業者と一体となって推進する事業に対応します。
- ・ 観光客の滞在期間の延長や誘客の拡大を図ることができる、スポーツランドみやざきとして、スポーツキャンプの誘致やスポーツ施設の整備、産学官連携を生かした受け入れ体制の充実に取り組む事業に対応します。
- ・ 観光客に選ばれ、満足してもらえる、宮崎の様々な観光資源を有効に利用した観光地づくりや観光メニューづくりに取り組む事業に対応します。

③ 雇用創出で『経済力』の向上

- ・ 多様な主体との「共創」の考え方を踏まえ、新産業や雇用の創出、交流人口の増加に向けた事業を推進するとともに、新たな広域連携を視野に入れ、持続的・自立的な地域経済の活性化を図る事業に対応します。
- ・ まちに賑わいと活力が生まれ、雇用の場が確保されるよう、イベントの支援など、まちの新たな魅力の創出に取り組む事業に対応します。
- ・ 若年層の雇用促進のために、職業能力の向上や開発への支援に取り組む事業に対応します。

3 予算要求限度額

(1) 新規事業

事業評価対象事業

予算要求限度額は設定しません。但し、原則として、既存事業の見直し・廃止、歳入増などにより確保された財源の範囲内とします。

(2) 継続事業

事業評価対象事業

- ・「**拡充**」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）を予算要求限度額とします。

- ・「**現状維持**」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）を予算要求限度額とします。

- ・「**縮小**」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）を予算要求限度額とします。

なお、継続事業評価において改善有とされた事業については、改善内容の確認をします。

(3) 事業評価対象外事業（平成26年度新規事業）

平成26年度新規事業については、昨年度新規事業評価時の事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）を予算要求限度額とします。

(B) 政策的事業

1 予算要求基準

市政上、当面の重要なプロジェクト等であって、緊急又は時限的な対応が必要であり、年度間の経費の増減が大きい事業、事業規模の大小にかかわらず取り組むべき事業などに対応することとします。以下の事業について、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、予算編成過程の中で調整することとします。

2 予算要求の対象となる事業

- (1) エコクリーンプラザみやざき周辺環境整備等事業
- (2) 市制施行100周年を見据えた次世代につなぐまちづくりの推進
10年後の市制100周年を見据え、公共施設・インフラ更新問題に適切に対応しつつ、次世代へ引き継ぐまちづくりを推進する。
- (3) 新市基本計画に位置付けられる事業（実施計画事業）
- (4) 主要プロジェクト事業〈指定事業〉
 - ・ 東部第二土地区画整理事業
 - ・ 昭和通線（小戸之橋架け替え）整備事業
 - ・ 吉村通線（曾師工区）整備事業
 - ・ 清武総合運動公園整備事業
 - ・ 宮崎駅東通線整備事業
- (5) 新規事業評価対象事業〔(A) 重点化事業を除く事業〕
- (6) サンシャインネット推進委員会が必要と認めたシステム開発関係経費
- (7) 単年度限り事業
 - ・ (例) 大会開催関係経費

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(C) 公共投資関係事業

1 予算要求基準

重点化事業又は政策的事業に対応するものを除く公共投資関係事業については、災害復旧事業、災害関連事業、継続費及び債務負担行為に基づく歳出化分等を除き、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設定することとしますので、予算要求に当たっては、以下のとおりとします。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 普通建設事業

- ① 補助事業については、平成26年度予算額（一般財源ベース）で据え置き、単独事業については、平成26年度予算額（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。但し、エコクリーンプラザみやぎき周辺環境整備等事業及び地域経済の再生・活性化事業として位置付ける新規事業については別枠とします。
- ② 国・県事業負担金
- ③ 受託事業
上記、②③に係る事業については、各事業における要求限度額は設定しませんが、平成26年度予算額（一般財源ベース）を上限額とし、事業費の合計額が、その枠内となるように要求することとします。

(2) 災害関連事業、災害復旧事業

- ① 災害関連事業については、所要額とします。予算要求限度額は設定しません。
- ② 現年補助災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。
 - ・道路災害 約1億円 ・公園災害 約2,000万円 ・林業災害 約1,000万円
 - ・河川災害 約1億円 ・農地災害 約4,000万円
- ③ 過年補助災害復旧事業で災害査定済みのものはその所要額とします。
但し、未査定のものには必要な経費を所要額とします。予算要求限度額は設定しません。
- ④ 単独災害復旧事業については、以下のとおり予算計上の上限額を事業費ベースでの予算要求限度額とします。
 - ・道路災害 約200万円 ・公園災害 約1,000万円 ・林業災害 約100万円
 - ・河川災害 約200万円 ・農地災害 約500万円

(D) 義務的経費

1 予算要求基準

義務的な負担を要することから、シーリング対象外として認められる以下の経費については、積み上げにより、必要な経費を必要最小限で見積もった要求とし、できる限り歳出の抑制を図ることとします。

2 予算要求対象経費

(1) 人件費（特別職報酬、職員の給与費、共済組合負担金）

※節07の賃金は物件費であり、一般行政事業に区分されます。

(2) 扶助費（負担金・補助金等で社会福祉施設に措置を委託した場合の措置費などで扶助費的性格のものを含む。）

(3) 公債費（一時借入利子及び地方債取り扱い手数料を含む。）

(4) 特別会計繰出金等

3 予算要求限度額

予算要求限度額は設定しません。

(E) 一般行政事業

1 予算要求基準

一般行政事業（(A)～(D)以外の事業）については、施策の抜本的見直し等による歳出の縮減を図るとともに、重点化事業、政策的事業への予算配分の重点化を図るため、以下のとおり、事業評価対象事業と事業評価対象外事業に区分します。

2 予算要求方法及び限度額

(1) 事業評価対象事業

- ・「拡充」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

- ・「現状維持」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

- ・「縮小」と評価された事業

事業評価表の平成27年度事業費（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、継続事業評価において改善有とされた事業については、改善内容の確認をします。

(2) 事業評価対象外事業

平成26年度予算額（一般財源ベース）から10%減じた額を予算要求限度額とします。

なお、債務負担行為に基づくもの、指定管理料、管理運営的な委託料、団体の運営に係る補助金などについては、予算要求枠の対象外とします。

II その他の事項

1 予算要求の取りまとめ

(1) 部局の予算要求方針の策定

重点化事業、政策的事業等について、十分考慮し策定してください。

(2) 予算要求の限度額内での調整

予算要求限度内で調整した事業については、原則、見積り額をもって予算計上額としますが、次の事項については、財政課との協議事項とします。

- ① 新規事業（設備、施設整備も含む）
- ② 補助率、単価等の制度内容を変更したもの
- ③ 団体補助金を増額したもの
- ④ 部局間、課室間での連携が必要なもの
- ⑤ その他全庁的調整を必要とするもの

2 予算要求の限度額設定上の留意点

(1) 企業会計部局については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(2) 特別会計部局において繰出金を充当する一般行政事業については、一般会計の予算要求基準に準じることとします。

(3) 予算要求限度額を設定した事業間の揺り動かしは、原則、認めませんが、やむを得ず部局内における事業費の揺り動かしがある場合は、財政課と協議してください。

(4) これまでも部局単位での目標額設定による予算編成を行ってきましたが、より一層の明確化を図るため、新規事業の立案にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドに基づく既存事業の見直しや、特定財源活用による財源確保を条件とします。

なお、要求時に部局単位での目標を達成していない部局については、厳しい姿勢で査定に臨むこととします。